

令和8年度 三次市教育奨学金 募集のしおり

この奨学金は、学生本人が貸付を受けますので、将来、学生本人が返還しなければなりません。ご家庭で十分に話し合い、奨学金の貸付を希望する方は、資格条件や返還について理解のうえ、申し込みの手続きを行ってください。

奨学生の資格条件

次の1～6をすべて満たすこと

- 1 奨学金の貸付を希望する方が、令和8年度(2026年度)に高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、大学、短期大学、特別支援学校高等部、専修学校の高等課程及び専門課程のいずれかに在学していること。
- 2 奨学金の貸付を希望する方の父母等（父母がない場合は、父母に代わって家計を支えている方）が1年以上三次市内に住所を有し、父母等が市税を完納していること。
- 3 連帯保証人2人（市内に1年以上居住し、奨学生と連帯して債務を保証する能力のある者）を立てられること。
※2人の内、1人は父母等で構いません。他の1人は別生計の方に限ります。
- 4 他の奨学金を受けていないこと（給付型の奨学金を除く）。
※ただし、併願は可能です。また、授業料減免制度との併用は可能です。
- 5 経済的理由により修学が困難であると認められること（4ページ参照）。
- 6 学習に意欲を持つ者であること。

奨学金の貸付内容

1 奨学金月額

奨学金は、区分ごとに次の貸付月額を無利息で貸し付けます。

区分			貸付月額(円)	貸付期間(月)	貸付総額(千円)
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	15,000	36	540
		自宅外通学	17,000		612
	私立	自宅通学	22,000		792
		自宅外通学	25,000		900
大学	国公立	自宅通学	30,000	48	1,440
		自宅外通学	35,000		1,680
	私立	自宅通学	41,000		1,968
		自宅外通学	48,000		2,304
短期大学 専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	30,000	24	720
		自宅外通学	35,000		840
	私立	自宅通学	40,000		960
		自宅外通学	45,000		1,080
高等専門学校	国公立	自宅通学	1～3年 4～5年	36 24	1,260
		自宅外通学	1～3年 4～5年	36 24	1,452
		私立	自宅通学	36 24	1,752
		自宅外通学	1～3年 4～5年	36 24	1,980

2 貸付時期

申請受付期間	審査結果通知日	貸付日		貸付額
令和8年3月2日(月)～ 令和8年4月15日(水)	令和8年6月1日(月) までに通知発送	初回	令和8年6月下旬	4月から6月分の 貸付月額の総額
		2回目以降	毎月10日	貸付月額

3 貸付方法

奨学生本人名義の預貯金口座に振り込みます。

4 貸付期間

貸付期間は、その学校を卒業するために必要な最短期間^{※1}とします。

※1 奨学生がやむを得ない事情により休学したときや退学したとき、違反行為により貸付の取消しとなったときなど、状況により貸付期間を延長または短縮する場合があります。

申請手続き

所定の申請用紙で、次のとおり申請してください。

1 提出書類

- ① 奨学金貸付申請書
(申請書は、三次市教育委員会や各支所で配布します。)
 - ② 父母等の令和7年度（令和6年分）市・県民税課税台帳記載事項証明書
(世帯1通または個人（父母等）各1通)
 - ③ 令和8年度の在学証明書^{※2}
 - ④ 学校長の推薦書
 - ⑤ 同一生計の家族全員の住民票（本籍筆頭者 不要、世帯主続柄 必要、マイナンバー・住民コード 不要）
 - ⑥ 父母等の滞納がないことの証明書^{※3}
- ※2 令和8年3月末までに申請される場合は、在学証明書以外の提出書類を預かりますが、4月以降、受付期間内に令和8年度の在学証明書の提出が必要です。
- ※3 市税等に未納がある場合は、証明書が発行されません。申請されるまでに完納してください。

2 受付期間

令和8年3月2日(月)から令和8年4月15日(水)まで

3 提出先

三次市教育委員会 教育部 社会教育課 児童育成係
(三次市十日市中二丁目8番1号 三次市役所本館5階)

※郵送による申請はできません。社会教育課児童育成係窓口へ持参してください。

奨学生の決定及び通知

選考方法と結果

三次市教育奨学金貸付審査会の選考を経て決定し、6月1日(月)までに全ての申請者に選考結果を発送します（郵送）。

奨学金の返還

1 返還時期・期間

貸付期間終了後、6ヶ月経過後から、月賦または半年賦の方法で、貸付総額に応じて定める割賦金額により返還していただきます。

2 返還方法

三次市指定金融機関で開設された預貯金口座からの自動引落、または納付書による指定金融機関窓口での納入により返還していただきます。

3 返還月額

貸付を受けた奨学生の額	割賦金の額	
	月賦の場合	半年賦の場合
500,000円以下のもの	5,000円	30,000円
500,000円を超える750,000円以下のもの	6,000円	36,000円
750,000円を超える1,000,000円以下のもの	7,000円	42,000円
1,000,000円を超える1,250,000円以下のもの	8,000円	48,000円
1,250,000円を超える1,500,000円以下のもの	9,000円	54,000円
1,500,000円を超える1,750,000円以下のもの	10,000円	60,000円
1,750,000円を超える2,000,000円以下のもの	11,000円	66,000円
2,000,000円を超える2,250,000円以下のもの	12,000円	72,000円
2,250,000円を超える2,500,000円以下のもの	13,000円	78,000円
2,500,000円を超える2,750,000円以下のもの	14,000円	84,000円
2,750,000円を超えるもの	15,000円	90,000円

※ 最終回返還分で端数調整返還となることがあります。

※ 半年賦の場合は、6月末日と12月25日が納期限です。

※ 事前の申請により、全部または一部を繰上げて返還することができます。

4 返還の猶予・免除

(1) 猶予

奨学生または奨学生であった者が、次のいずれかに該当するときは、申請により奨学生の返還を猶予することができます。

- ① 高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、大学、大学院、短期大学、特別支援学校高等部、専修学校の高等課程及び専門課程に在学しているとき
- ② 生活保護を受けているとき
- ③ 災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない事由により、奨学生を返還することが著しく困難になったと認められるとき

(2) 免除

奨学生または奨学生であった者が、次のいずれかに該当するときは、申請により奨学生の一部または全部を免除することができます。

- ① 死亡したとき
- ② 精神または身体に著しい障害を受けたとき
- ③ 生死が不明なとき
- ④ 返還義務が始まって、通算して5年（猶予期間を除く）以上三次市に居住（住民票を置くとともに、実際に住んで生活を）したとき

5 返還金の滞納

正当な理由なく返還金を滞納したときは、借受人（奨学生）・連帯保証人に文書・電話または訪問による督促を行い、それでも返還のないときは、法の定めに従い厳しい措置を行うことがあります。

その他

進学と奨学生

高等学校等で奨学生を受けていた方が大学等に進学し、進学先でも奨学生を受けようとする場合は、改めて申請が必要です。大学等に進学した場合、高等学校等で受けていた奨学生は、返還猶予申請により在学期間の返還が猶予されます。

問い合わせ

三次市教育委員会 教育部 社会教育課 児童育成係

三次市十日市中二丁目8番1号 TEL : 0824-62-6182 FAX : 0824-62-6288

所得条件について

認定所得金額（父母等の所得金額の合計額から特別控除額を控除して得た額）が、収入基準額表に定める収入基準額以下であれば、所得条件を満たします。

「収入基準額」≥「認定所得金額（父母等の所得金額－特別控除額）」

1 収入基準額

世帯人員及び奨学生が在学する学校の区分により、収入基準額を求めます。

区分	収入基準額		
	高等学校・高等専門学校 専修学校（高等課程）	大学・短期大学 専修学校（専門課程）	
世 帯 人 員	1人	263万円	298万円
	2人	349万円	402万円
	3人	384万円	448万円
	4人	406万円	475万円
	5人	427万円	502万円
	6人	445万円	522万円
	7人	461万円	542万円
	8人以上	1人増すごとに16万円を加算	1人増すごとに20万円を加算

※ 高等学校には、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。

2 特別控除額

次の表に掲げる項目で、該当する合計金額を所得金額から控除することができます。

区分	特 別 の 事 情	特 別 控 除 額			
A 世 帯 を 対 象 と す る 控 除	(1) 母子・父子世帯である場合 (2) 就学者のいる世帯である場合 (児童・生徒・学生1人につき)	49万円			
		小学校		8万円	
		中学校		16万円	
				自宅通学	自宅外通学
		高等学校	国・公立	28万円	47万円
			私立	41万円	60万円
		高等専門学校	国・公立	36万円	55万円
			私立	60万円	80万円
		大学	国・公立	59万円	102万円
			私立	101万円	144万円
		専 修 学 校	国・公立	17万円	27万円
			私立	37万円	46万円
			国・公立	22万円	62万円
			私立	72万円	112万円
	(3) 障害のある人のいる世帯である場合	障害のある人1人につき86万円			
	(4) 長期療養者のいる世帯である場合	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額			
	(5) 主たる家計支持者が別居している世帯 である場合	71万円			
B と 本 す 人 る を 控 対 除 象	申込者本人の在学状況			自宅通学	自宅外通学
		高等学校 高等専門学校 専修学校(高等課程)	国・公立	28万円	47万円
			私立	41万円	60万円
		大学 短期大学 専修学校(専門課程)	国・公立	28万円	72万円
			私立	44万円	87万円

※ A欄の「(2)就学者のいる世帯である場合」による控除には申込者本人分は含めない。

※ A欄の控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。

※ 高等学校には、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。